

サービス付き高齢者向け住宅つつじの家 虐待防止指針

サービス付き高齢者向け住宅つつじの家 指針

I 「虐待防止指針」作成の目的

児童、高齢者及び障害者の虐待防止法の趣旨を理解し、事業所全体で「虐待防止」に取り組むための指針とすることを目的として作成する。

II 「虐待防止」の共通理解

虐待は利用者の基本的人権を害するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当法人（事業所）では、利用者の人格や権利を尊重し、利用者の立場に立った言動・行動を心がけ、職員一人一人が虐待に関する意識を持ち、職員の良識を守り、より良い支援の追及

を心掛けます。

【虐待防止に関する法律】

- 「児童虐待防止等に関する法律」（平成12年5月24日法律第82号）〔児童虐待防止法〕
 - 「高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」
(平成17年11月9日法律第124号) 〔高齢者虐待防止法〕
 - 「障害者の虐待防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律」
(平成23年6月24日法律第79号) 〔障害者虐待防止法〕
- ・・・以下まとめて「虐待防止3法」という。・・・

虐待防止3法に定められている内容（関係分）

・・・各法の条文から抜粋・・・

1 【虐待の定義】

〔児童虐待防止法〕

第2条 この法律において、「児童虐待」とは，保護者（親権を行う者，未成年後見人その他の者で，児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- (1) 児童の身体に外傷が生じ，又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- (3) 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置，保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- (4) 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応，児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが，事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

〔高齢者虐待防止法〕

第2条 この法律において「高齢者」とは，65歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等（第5項第1号の施設の業務に従事する者及び同項第2号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

(1) 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

(2) 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

(1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第21項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第26項に規定する介護老人福祉施設、同条第27項に規定する介護老人保健施設若しくは同法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷

を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

(2) 老人福祉法第5条の2第1項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業、同条第14項に規定する地域密着型サービス事業、同条第23項に規定する居宅介護支援事業、同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業、同条第14項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第18項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

6 65歳未満の者であつて養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従業者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

〔障害者虐待防止法〕

第2条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。

2 この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。

3 この法律において「養護者」とは、障害者を現に養護する者であつて障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のものをいう。

4 この法律において「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）（以下「障害者福祉施設」という。）

又は障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業、同条第17項に規

定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業，同条第25項に規定する移動支援事業，同条第26項に規定する地域活動支援センターを運営する事業若しくは同条第27項に規定する福祉ホームを運営する事業その他厚生労働省令で定める事業（以下「障害福祉サービス事業等」という。）に係る業務に従事する者をいう。

5 この法律において「使用者」とは，障害者を雇用する事業主（当該障害者が派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）である場合において当該派遣労働者に係る労働者派遣（同条第1号に規定する労働者派遣をいう。）の役務の提供を受ける事業主その他これに類するものとして政令で定める事業主を含み，国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者をいう。

6 この法律において「養護者による障害者虐待」とは，次のいずれかに該当する行為をいう。

(1) 養護者がその養護する障害者について行う次に掲げる行為

イ 障害者の身体に外傷が生じ，若しくは生じるおそれのある暴行を加え，又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

ロ 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

ハ 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的な外傷を与える言動を行うこと。

ニ 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置，養護者以外の同居人によるイからハマで掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

(2) 養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

7 この法律において「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは，障害者福祉施設従事者等が，当該障害者福祉施設に入所し，その他当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

(1) 障害者の身体に外傷が生じ，若しくは生じるおそれのある暴行を加え，又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

- (2) 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- (3) 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的な外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前3号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- (5) 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

8 この法律において「使用者による障害者虐待」とは、使用者が当該事業所に使用される障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

- (1) 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- (2) 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- (3) 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的な外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される他の労働者による前3号に掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。
- (5) 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

2 【虐待の禁止】

〔児童虐待防止法〕

第3条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

〔高齢者虐待防止法〕

規定なし

〔障害者虐待防止法〕

第3条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

3 【虐待の早期発見等】 【虐待に係る通告・通報】

〔児童虐待防止法〕

(児童虐待の早期発見等)

第5条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に業務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の規定による通告と見なして、同法の規定を適用する。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

〔高齢者虐待防止法〕

(高齢者虐待の早期発見等)

第5条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に業務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第7条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を見つけた者は、当該高齢者の

生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかにこれを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するように努めなければならない。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定による通報をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

〔障害者虐待防止法〕

（障害者虐待の早期発見等）

第6条

2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に業務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

3 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動及び障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

（養護者による障害者虐待に係る通報等）

第7条 養護者による障害者虐待（18歳未満の障害者について行われるものを除く。以下この章において同じ。）を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通報をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

4 【施設従事者等による虐待の防止策】

〔児童虐待防止法〕

(注) 児童虐待防止法には「施設従事者等による虐待防止策」についての規定はないが、同法第2条 (P,1参照) では児童虐待を行う者として保護者（親権を行う者未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。）と規定されている。

監護とは監督し、保護することをいい、児童を監護するものには、里親、児童福祉施設の長が含まれることとされている。そのため、この項にかかる児童福祉施設従事者等は保護者に該当すると考えられる。

〔高齢者虐待防止法〕

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第20条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第21条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかにこれを市町村に通報しなければならない。

3 前2項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するように努めなければならない。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

5 第18条の規定は、第1項から第3項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

6 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の

規定は、第1項から第3項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第1項から第3項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な扱いを受けない。

〔障害者虐待防止法〕

（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置）

第15条 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等）

第16条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項から第3項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

4 障害者福祉施設従事者等は、第1項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な扱いを受けない。

III 「虐待」の当事者（対象者と虐待を行う可能性がある関係者）

- 1 児童（18歳に満たない者） ← 保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するもの（児童福祉施設従事者を含む））
- 2 高齢者（65歳以上の者） ← 養護者、養介護施設従事者等
- 3 障害者（障害者基本法に規定する者） ← 養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者

IV 「虐待」の種類

1 身体的な虐待

(対象者の) 身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく身体を拘束すること。

2 性的な行為

(対象者に) わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。

3 心理的な虐待

(対象者に) 著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の著しい心理的な外傷を与える言動を行うこと。

4 放置

(対象者を) 衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、(他の対象者による) 1 から3までに掲げる行為と同様の行為の放置その他養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

5 経済的虐待

(対象者の) 財産を不当に処分することその他(対象者から) 不当に財産上の利益を得ること。

V 「身体拘束」に対する考え方(厚生労働省「障害者虐待防止マニュアル」より)

1 基本的な考え方

「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待。

身体拘束が日常化することがさらに深刻な虐待事案の第一歩となる危険がある。

やむを得ず身体拘束をする場合であっても、その必要性を慎重に判断するとともに、その範囲は最小限にしなければならない。

判断に当たっては適切な手続きを踏むとともに、身体拘束の解消に向けての道筋を明確にして、職員全体で取り組む必要がある。

2 身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が該当すると考えられる。

(1) 車いすやベッドなどに縛り付ける。

(2) 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。

(3) 行動を制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。

(4) 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。

(5) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。

(6) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

3 やむを得ず身体拘束を行う3要件

(1) 切迫性

身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要。

(2) 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法が無いことが要件。利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要。

(3) 一時性

身体拘束その他の行動制限が、必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要。

《やむを得ず身体拘束を行う時の手続き》

ア組織による決定と個別支援計画への記載

イ本人・家族への十分な説明

ウ必要な事項の記録

事業所の取り組み

1 業務中の虐待防止の取り組み

この指針では当事業所が実施している事業が広範囲で多岐にわたっていることから、虐待防止に関する全般的なことについてのみ記載しており、児童、高齢者及び障害者各分野の個別の事案等には踏み込んでいない。

国等から示されている内容とこの指針を参考にそれぞれの事業実態に合わせ、この指針に示す内容を踏まえた虐待防止に努めるものとする。

(1) 虐待防止委員会の設置と役割

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図る事を目的とし、次のとおり「虐待防止委員会」を設置するとともに虐待に関する責任者等を定める等必要な措置を講じます。虐待防止委員会は、年4回以上開催を行う

- ・虐待防止のための計画作り（虐待防止の研修、労働環境、条件を確認、改善するための実施計画づくり、指針の作成、報告様式の整備）
- ・虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）
- ・虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）
- ・その他人権侵害、虐待防止等に関する事

2. 虐待防止に関する責務等

- ・虐待防止に関する統括は施設長とする。
- ・虐待防止に関する責任者は、本指針及び委員会で示す方針に従い、虐待防止を啓発・普及する為の職員に対する研修の参加を呼びかけ普及に努める。

また、責任者は虐待を見つけやすい立場にある事を自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。なお、虐待を受けたと思われる事案を発見した場合は、速やかに、これを行政に報告しなければならない。

1. 職員等が留意すべき事項

職員等は当法人の基本理念及び行動規範に上げる利用者の人格を尊重する事を深く認識し、虐待を防止するために次に掲げる事項に留意する事とします。

虐待事案の発生は、利用者の生命と生活を脅かす事のみならず、事業所としての社会的な信頼を著しく損なう事、その後の事業経営においても大きな困難を抱える事になる問題として十分に認識する必要があります。

(1) 意識の重要性

- ・常に利用者の人格や権利を尊重する事。
- ・職員等は利用者にとって支援者であることを強く自覚し、利用者の立場に立った言動を心掛ける事。
- ・虐待に関する受け止め方には、利用者による個人差別や性差別等がある事を絶えず認識する事。

虐待の早期発見への対応

虐待とは、利用者の権利侵害する些細な行為から虐待へとエスカレートする傾向にある事を認識し、普段から責任者等は、利用者・家族・職員とのコミュニケーションの確保を図り、虐待の早期発見に努める。

- ・虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した場合には、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくとも、利用者の様子の変化を迅速に察知し、それに係る確認や責任者等への報告を行う
- ・虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した場合には、利用者の安全・安心の確保を最優先に誠意ある対応や説明をする事及び、利用者や家族に十分に配慮する事、また、被害者のプライバシー保護を大前提としながらも、対外的な説明責任を果たす事等、速やかに組織的な対応を図り、行政に通報・相談を行う。
- ・虐待の事案に対しては、発生要因を十分に調査・分析する事とし、再発防止に向け、組織体制の強化、職員に意識啓発等について、一層の徹底を図る事に努める事とする。

2 虐待の早期発見の取り組み

虐待防止3法では、「(各分野の)福祉に業務上関係のある団体及び者は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。」と規定されている。

さらに、虐待を発見した場合には、速やかに市町村又は都道府県の関係機関に通告・通報することとされている。

当事業所及び職員は、法の規定に従って虐待の早期発見に努め発見後の対応を速やかに行うものとする。

3 虐待防止の啓発の取り組み

当事業所は、虐待防止の啓発に積極的に協力する。

4 国及び地方公共団体への協力の取り組み

当事業所は、虐待防止に関して国及び地方公共団体に積極的に協力する。

令和4年4月1日より施行する。